

## 第 1 章 目 的

### 第 1 条

本規定はこの法人の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめたる組織運営等に関する事項を規定する。

## 第 2 章 例会・理事会

### 第 2 条

会員の意思疎通をはかり、この法人の運営に資するため例会を行なう。

2. 例会は原則として毎月 1 回以上開催するものとする。
3. 例会は全員出席するものとし、欠席、遅刻する会員は必ず事前に委員長へ連絡するものとする。
4. 例会は、理事長がこれを主宰し、各担当者による委員会報告の外、各種の事業を行なう。
5. 例会には原則として国旗及び JC 旗を掲げ、開会の際に「国歌」を斉唱、「JC ソング」を合唱し、「The Creed Of JCI」唱和、「JC 宣言」朗読、及び「綱領」を唱和し、閉会に際し「若い我等」を合唱する。
6. 例会記録は総務委員会がこれを担当する。

### 第 3 条

理事会は定款第 6 章(第 34 条～39 条)に基づき運営され、理事会内容については終了後 10 日以内に全正会員に伝達する。

### 第 4 条

定例理事会は原則として毎月 1 日に開催する。但し事情により理事長がその日時を変更することができる。

### 第 5 条

理事長が必要と認めたときは、臨時理事会を開催することができる。

### 第 6 条

理事会は定款及び諸規定に定める事項の他、次の事項に就いて審議する。

- (1) 委員会より提出された事項
- (2) 公益社団法人日本青年会議所より提示された事項
- (3) その他重要な事項

## 第 3 章 室

### 第 7 条

定款第 3 条の目的を達成し、運営を適正かつ円滑にする為、室を置くことができる。

### 第 8 条

室長は担当の室を代表し担当の各委員会を総括する。

## 第 4 章 委員会

### 第 9 条

定款第 40 条の規定に基づき次の各委員会を設置することができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 広聴広報委員会
- (3) 社会開発委員会
- (4) 青少年交流委員会
- (5) 指導力開発委員会
- (6) 経営開発委員会
- (7) 会員開発委員会
- (8) 親睦委員会

#### 第 10 条

正会員は理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、財務担当理事、室長及び監事を除き原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

#### 第 11 条

委員会は委員長 1 名、副委員長 2 名以内及び委員若干名を置く。委員長、副委員長は正会員の内から理事長が理事会の承認を得て任命する。委員は正会員の中から委員長が理事会の承認を得て任命するものとする。

#### 第 12 条

委員長、副委員長及び委員の任期は、この法人の理事の任期に準ずる。

#### 第 13 条

委員長は委員を代表し、会務を総括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長が不慮の事故等で職務を遂行できなくなった場合は、その職務を代行する。委員は原案の作成、審議、実施を担当する。

#### 第 14 条

委員長は予め委員会の議題、日時、場所等を各委員に通知し、招集するものとする。

#### 第 15 条

委員会は毎月一回以上開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

#### 第 16 条

委員会の決議は理事会の承認を得て、この法人の議決とし委員会で執行する。

#### 第 17 条

委員長は事業実施後速やかに事業報告書並びに収支計算書を作成し理事会に提出するものとする。

#### 第 18 条

委員長は必要と認めた場合、委員会に正副理事長、特別会員、賛助会員及び他の委員の出席を求めることができる。

#### 第 19 条

各委員会の職務分掌は次の通りとする。

##### 1. 総務委員会

- (1) 事務局の運営
- (2) 総会、理事会、例会開催に関する事項
- (3) 賞、表彰、慶弔に関する事項

- (4) 総会資料の作成
- (5) 定款、諸規定に関する事項
- (6) 物品、備品、各種資料の保管、管理に関する事項
- (7) 日本 JC、国内各 JC との提携に関する事項
- (8) 各委員会の連絡調整事務及びその他委員会に属さない事項

## 2. 広聴広報委員会

- (1) 会報の発行
- (2) 公益社団法人日本青年会議所及び各地会員会議所との情報交換
- (3) 青年会議所活動の対外的 P R 及び報道関係への連絡
- (4) その他広聴広報活動に関する事項

## 3. 社会開発委員会

- (1) 地域社会に関する事項
- (2) 社会福祉に関する事項
- (3) 交通、公害問題に関する事項
- (4) 国家、社会問題に関する事項
- (5) 関係官庁、団体機関との連絡及び渉外

## 4. 青少年交流委員会

- (1) 青少年活動に対する助言、協力
- (2) 教育問題に関する事項
- (3) その他青少年の健全育成に関する事項
- (4) 関係官庁、団体機関との連絡及び渉外

## 5. 指導力開発委員会

- (1) 自己の啓発、役員訓練、経営者訓練などを含むリーダーシップディベロップメント計画の立案と実施
- (2) リーダーシップディベロップメントに関する資料の収集及び配布
- (3) 議事法及び実践指導力の徹底

## 6. 経営開発委員会

- (1) 経営者訓練に関する事項
- (2) 産業及び経済事情の研究に関する事項
- (3) 経済団体との提携、関係官庁団体機関との連絡及び渉外

## 7. 会員開発委員会

- (1) 会員拡大に関する事項
- (2) 会員資質向上に関する事項

## 8. 親睦委員会

- (1) 旅行、懇談会、趣味の会、スポーツ等、親睦と健康に関する事業計画立案及び実施
- (2) 国内及び世界の JC メンバーとの親睦に関する必要事項
- (3) その他 JC のフレンドシップに関する必要事項

## 第 5 章 特別委員会

### 第 20 条

専門事項を調査研究実施するために理事会の決議を得て特別委員会を設置することができる。

### 第 21 条

特別委員会の構成、運営等は理事会の承認を得るものとする。

### 第 22 条

特別委員会の重属は妨げない。

## 第 6 章 アテンダンス

### 第 23 条

例会を欠席、若しくは欠席の予定の場合それを出席したものとみなすことをアテンダンスと呼ぶ。

2. 例会当日あるいはそれに準じる期間に次の集会への出席する場合、アテンダンスとする。

(1) JCI・日本 JC・地区協、ブロックに関する会合等

(2) 各地青年会議所の例会等

(3) その他、理事長が特に必要と認めたとき

3. 手続方法は当該集会の責任者又はそれを代行する者による出席を証明する書類を総務委員長に提出するものとする

## 第 7 章 細 則

### 第 24 条

本規則に定めるものの外、この法人の運営に関して必要な事項は理事会に於いて定める。

### 第 25 条

本規則の改正は理事会に於いて行なう。

## 附 則

本改正規定は、平成 24 年 1 月 4 日より施行する。

昭和 49 年 1 月 11 日施行

昭和 56 年 8 月 1 日施行

平成 元 年 9 月 28 日施行

平成 12 年 8 月 23 日施行